##### マイクロソフト認定トレーナーおよびマイクロソフト認定ラーニング コンサルタント

契約書

2008

マイクロソフト認定トレーナー プログラムまたはマイクロソフト認定ラーニング コンサルタント プログラムに関する詳細については、マイクロソフト認定トレーナー/マイクロソフト認定ラーニング コンサルタント プログラム ガイド (<http://www.microsoft.com/learning/mcp/mct/guide>) を参照してください。

#### マイクロソフト認定トレーナーおよびマイクロソフト認定ラーニング コンサルタント契約書

**マイクロソフト認定トレーナーまたはマイクロソフト認定ラーニング コンサルタント資格の取得または維持を申し込む個人向け**

MCLC の資格を取得するためには、プログラム ガイド (以下に定義)、本契約書、またはその両方に詳述される他の要件に加え、事前に MCT 資格を取得する必要があります。つまり、MCLC に適用されると特に明記されていない場合でも、MCT に関するすべての言及が MCLC にも適用されます。

このマイクロソフト認定トレーナーおよびマイクロソフト認定ラーニング コンサルタント契約書 (以下、**「本契約」**) は、Microsoft Corporation または本契約に添付される契約当事者に関する別表に明示するマイクロソフトの関連会社 (以下、**「甲」**) と、本契約に署名をした個人 (以下、**「乙」**) との間で取り交わされる法的文書です。本契約は、マイクロソフト認定トレーナーまたはマイクロソフト認定ラーニング コンサルタントになるためにご記入 (入力)・署名いただくオンラインまたは書面による申込書 (以下、**「申込書」**) の一部を構成し、本契約のすべての条項および条件が申込書に適用されます。乙は、オンラインまたは書面による申込書に署名することにより、本契約、および本契約に組み込まれ、本契約の一部を構成するプログラム ガイド (<http://www.microsoft.com/mct/>) に従う義務を負うことに同意するものとし
ます。

1. 定義

**正規カスタマー**とは、ラーニング ソリューションズ パートナー、マイクロソフト認定パートナー、マイクロソフト IT アカデミー プログラムに所属する機関、およびマイクロソフトにより書面で認可されているその他の法人をいいます。

 **コースウェア**とは、オフィシャル マイクロソフト ラーニング プロダクトおよびマイクロソフト ビジネス ソリューション/マイクロソフト ダイナミックス ラーニング プロダクト (関連するすべての受講者キットおよびトレーナー キットを含みます) をいいます。

 **EULA** とは、ソフトウェア、コンテンツ、媒体、コースウェア、またはその他のマテリアルに添付される製品使用権説明書または使用条件をいいます。

**IT アカデミー**とは、甲からその単独の裁量により、マイクロソフト IT アカデミー プログラムに参加し、マイクロソフト オフィシャル アカデミック コース (以下、「MOAC」) とオフィシャル マイクロソフト ラーニング プロダクトを提供する権限を付与されている正式認定教育機関をいいます。

**ラーニング ソリューション パートナー**とは、ラーニング ソリューション能力の習得に関する特定要件を満たすマイクロソフト認定パートナーをいいます。

**MCLC ロゴ**とは、MCP、MCT、またはその両方のメンバ専用サイトに随時表示されるマイクロソフト認定ラーニング コンサルタントのロゴをいいます。

**MCLC ロゴ ガイドライン**とは、MCLC ロゴの使用に関して甲が随時策定するガイドラインであり、MCP メンバ専用サイト、MCP ロゴ作成ツール、またはその両方に掲示されます。

**MCP** とは、マイクロソフト認定プログラムの資格認定のいずれかの取得要件を満たしている個人をいいます。

**MCT ダウンロード センター**とは、トレーナー キットその他のマテリアルをインターネット経由でダウンロードすることができる甲のサイトをいいます。

**MCT ロゴ**とは、MCP、MCT、またはその両方のメンバ専用サイトに随時表示されるマイクロソフト認定トレーナーのロゴをいいます。

**MCT ロゴ ガイドライン**とは、MCT ロゴの使用に関して甲が随時策定するガイドラインであり、MCP メンバ専用サイト、MCP ロゴ作成ツール、またはその両方に掲示されます。

**マイクロソフト ダイナミックス ラーニング プロダクト**とは、Microsoft Dynamics (以前の Microsoft Business Solutions) の製品およびテクノロジ、それらの企画、設計、開発、実行、管理もしくはサポート、またはその両方に従事するプロフェッショナル向けのすべての教育用コースウェアをいいます。

**マイクロソフト認定ラーニング コンサルタント (MCLC)** とは、本契約書およびプログラム ガイドの要件を満たしたうえで、コースウェアを用いてマイクロソフト コースを提供し、マイクロソフトのテクノロジおよび製品に基づき、コンサルティング的なラーニング ソリューションを設計、開発、および実施することについて、甲から認定を受けている個人をいいます。

**マイクロソフト認定パートナー**とは、マイクロソフト認定パートナー プログラム参加企業のうち、ラーニング ソリューション パートナーとなるための所定の要件をまだ満たしていない外部企業をいいます。

**マイクロソフト認定トレーナー (MCT)** とは、本契約およびプログラム ガイドの要件を満たしたうえで、コースウェアを用いてマイクロソフト コースを提供することについて、甲から認定を受けている個人をいいます。

**マイクロソフト コース**とは、さまざまな受講者を対象として甲が開発し、コースウェアを用いて指導が行われるコース、クリニック、セミナーおよびワークショップをいいます。

**マイクロソフト ラーニング**とは、甲のマイクロソフト ラーニング事業部門をいい
ます。

**オフィシャル マイクロソフト ラーニング プロダクト**とは、マイクロソフト ラーニング事業部が随時**オフィシャル マイクロソフト ラーニング プロダクト**として指定するラーニング製品をいいます。

 **受講者キット**は、特定のマイクロソフト コースに登録した受講者が使用することを目的として甲または甲の委託により作成されたキット (受講者用マテリアルを含みます) をいいます。

**トレーナー キット**とは、特定のマイクロソフト コースの指導に際し MCT が使用する、甲または甲の委託により作成されたキット (トレーナー用マテリアルを含みます) をいいます。

2. 目的

**(a) MCT プログラム :** 甲は、革新的なソフトウェア企業であり、市場で新しい製品とテクノロジを発売しています。甲の製品とテクノロジの多くは技術的に複雑で、コンピュータ プロフェッショナルとその他のエンドユーザーはそれらの使用に習熟しているトレーナーからトレーニングを受けることが必要な場合があります。このようなトレーニングを一般に提供するために、甲は、本契約とプログラム ガイドに詳細に定めるすべての要件を満たす個人に MCT としての資格 (以下**「MCT 認定資格」**) を付与するマイクロソフト認定トレーナー プログラム (以下**「MCT プログラム」**) を開発しました。MCT 認定資格の要件は、甲の製品とテクノロジを用いたソリューションの開発、実行、サポートおよび保守に関するコンピュータ プロフェッショナル等のトレーニングに必要なスキルを備えていることです。

**(b) MCLC プログラム :** 一部のエンドユーザー組織とラーニング ソリューション パートナーでは、十分な知識を有するトレーナーから甲の製品とテクノロジに関するトレーニングを受ける必要があるだけでなく、コンサルティング的なラーニング ソリューションの設計、開発、および提供を必要とする特殊なニーズを持っています。甲は、このニーズを満たすために、マイクロソフト認定ラーニング コンサルタント プログラム (以下**「MCLC プログラム」**) を開発しました。MCLC 認定資格の要件は、コンサルティング的な手法によりトレーニング、設計、および開発の専門知識を提供するスキルと、甲の製品とテクノロジを用いたソリューションの開発、実行、サポートおよび保守に関してコンピュータ プロフェッショナル等を指導するためのラーニング ソリューションを開発するスキルを備えていることです。

3. 認定資格の取得・維持

**(a) 認定資格の取得 :** MCT または MCLC の認定を受けるには、プログラム ガイドに記載された該当するすべての認定初期要件を満たす必要があります。

1. **認定資格の維持 :** MCT または MCLC の認定資格を維持するには、プログラム ガイドに記載された該当するすべての資格認定存続要件を満たす必要があります。
2. **変更 :** 乙は、甲がその単独の裁量で、MCT または MCLC の資格認定要件 (初期要件と存続要件のいずれも)、MCT または MCLC プログラムの名称と資格認定、プログラム ガイド、MCLC ロゴ、および MCT ロゴをいつでも変更できることに同意します。それらに変更が生じた場合、甲は、MCT メンバ専用サイトへの掲示、または乙が甲に提供する住所宛ての郵便もしくは電子メールによって乙に通知します。乙は、申込書に記載の住所および電子メール アドレスに変更が生じたときは甲に通知しなければなりません。甲は、乙に対し、このような変更事項を遵守できるようにするための合理的に十分な期間を提供します。
3. **連絡および個人情報の保護 :** 甲は、マイクロソフト認定トレーナーが自らの個人情報を管理できるようにすることを目標としています。MCT プログラムおよび MCLC プログラムでは、個人のプライバシーとデータ保護に関する甲の方針が遵守されます。MCT メンバ専用サイトの「My Contact Preference」において、乙は、甲のサプライヤーまたは甲から定期的な連絡を受けることを希望するかどうか選択することができます。甲は、プログラムに関する重要なお知らせを乙に通知するために定期的に連絡することができます。乙は、本契約を解除しない限り、こうしたプログラムに関するお知らせの配信を拒否することができません。その理由は、こうしたプログラムに関するお知らせは、MCP、MCT、および MCLC のプログラムの重要な部分を構成するものであり、乙が MCT および MCLC のコミュニティのメンバとなった後受領することを合理的に予想すると考えられる連絡事項であるからです。こうした連絡事項には、電子メールによるウェルカム メール、MCP、MCLC、および MCT のニューズレター、ならびにプログラムに関するお知らせとそのアップデート情報が含まれますが、必ずしもそれらに限定されません。

顧客満足度調査の結果が MCT 資格認定存続要件の判断に使用されることに加え、乙に関連する情報 (乙の氏名、教えたコースの名称と回数等) がトレーナー評価フォームから抽出されることを、乙は認めます。乙には自己に関する情報にアクセスし、閲覧するためのアクセス コードが割り振られます。乙は自己に関する情報をラーニング ソリューション パートナー等の第三者に閲覧させるために当該第三者にアクセス コードを開示することができますが、その場合には、当該第三者は乙自身の情報をすべて閲覧できることとなることを認め、自己の責任において開示を行います。

乙は、MCLC 認定プロセスの一部として、乙のケース スタディ (以下**「ケース スタディ」**) が MCLC 認定審査会 (以下**「審査会」**) に提供され、これにより審査されること、および申込書が甲、その指定下請け業者、またはその両方により審査されることを理解し、同意します。

1. **プログラム遵守監査 :** 甲は、資格認定要件の遵守状況に関する検査として、無作為に選んだ MCT および MCLC に対し定期的に監査を実施します。乙は、これらのすべての要件が完全に満たされていることを示す記録を保管する責任を負います。乙の記録は、その年間更新申込書 (該当する場合) の記載内容に合致していなければなりません。乙は、監査対象に選ばれると、MCT プログラム管理者から特定の情報提供を求めるオーディット レターを受領します。乙は、オーディット レターに記載の日付までに、要求された情報や書類を提供しなければなりません。

乙が MCT または MCLC の資格認定存続要件を満たさない場合、乙に対する資格認定が停止され、または第 8 条により本契約が解除されることがあります。その重大性にもよりますが、乙は、無期限に資格認定が取り消されることがあります。その場合、乙は、MCP資格認定を無期限に失います。資格認定要件をこのように厳格に適用する目的は、資格認定要件を遵守している大多数の MCT および MCLC を保護することにあります。

4. 権限および制限

**(a)** **権限 :**

 (i)**付与 :**

 (a) 乙が MCT 資格認定の初期要件を満たしている場合、乙が本契約およびすべての資格認定存続要件を遵守していることを条件として、甲は、乙に対し、
(A) マイクロソフト コースの準備・指導に関して乙自身を「マイクロソフト認定トレーナー」すなわち「MCT」に指定し (以下、**「MCT 指定」**)、(B) MCT ロゴ ガイドラインに従い MCT ロゴを使用し、(C) プログラム ガイドにより、かつプログラム ガイドに基づく正規カスタマーのためにのみ、乙が条件を満たしているマイクロソフト コースを準備・指導する権限を付与します。

 (b) 乙が MCLC 資格認定の初期要件を満たしている場合、乙が本契約およびすべての資格認定存続要件を遵守していることを条件として、甲は、乙に対し、
(A) マイクロソフト コースの準備・指導に関して、ならびに甲のテクノロジに基づくコンサルティング的なラーニング ソリューションの設計、開発、および実施に関して乙自身を「マイクロソフト認定ラーニング コンサルタント」すなわち「MCLC」に指定し (以下、「MCLC 指定」)、(B) MCLC ロゴ ガイドラインに従い MCLC ロゴを使用する権限を付与します。

 (ii) **権利の帰属 :** 本契約において明示的に付与されていない権利はすべて、甲が留保します。乙は、MCT ロゴおよび MCT 指定と MCLC ロゴおよび MCLC 指定が甲に帰属することを確認し、ならびに本契約の定め、もしくは MCT および MCLC としての乙の行動、または別途法律により権利を黙示的に付与したと解されうる事項も、本契約において明示的に付与された権限を除き、MCT 指定、MCT ロゴ、MCLC 指定、または MCLC ロゴに対する権利、権原または権益を乙に付与するものとみなされないことを確認します。

 (iii) **制限 :** 乙は、甲が提供するアートワーク、および MCT ロゴについては MCT ロゴ ガイドライン、MCLC ロゴについては MCLC ロゴ ガイドラインに記載の方法を除き、いかなる方法によっても MCT ロゴおよび MCLC ロゴを使用または複製することはできません。乙は、MCT ロゴおよび MCT 指定と MCLC ロゴおよび MCLC 指定に対する甲の権利を侵害することのない方法で MCT ロゴおよび MCT 指定と MCLC ロゴおよび MCLC 指定を使用することに最善を尽くし、本契約の期間中であると本契約の終了後であるとを問わず、MCT ロゴ、MCT 指定、MCLC ロゴ、または MCLC 指定に対する甲の権利を妨げ、または損なうおそれのある行為を行ってはならないものとします。乙は、本契約の期間が満了し、または本契約が終了したときは、直ちに MCT 指定および MCT ロゴと MCLC 指定および MCLC ロゴの一切の使用を中止することに同意します。

**(b) マイクロソフト コースの資料 :** 乙は、マイクロソフト コースの準備・指導に際し、コースウェアを使用しなければなりません。乙は、MCT ダウンロード センターまたは乙がマイクロソフト コースを指導している正規カスタマーからトレーナー キットを入手することができます。乙は、乙がマイクロソフト コースの指導に際して所属している正規カスタマーから受講生キットを入手することができます。乙は、該当するマイクロソフト コースに登録・参加する受講者にのみ受講者キットを配布することができますが、配布は個人的使用を目的として受講者 1 人につき 1 受講者キットに限定します。

 **トレーナー キットは、マイクロソフト コースにおいてのみ使用することができま
す。乙は、マイクロソフト コース以外のコースの実施中、またはそれ以外のあらゆる目的でトレーナー キットまたはその一部 (バーチャル マシンまたはバーチャル ハード ディスクを含みますが、それらに限られません) を使用することができません。**

 **乙は、コースウェアまたはトレーナー キットと一緒に交付される EULA の諸条件を厳格に遵守しなければなりません。**

**(c) マイクロソフト コースの実施 :** 乙は正規カスタマーの教室、正規カスタマーの顧客先、または本契約およびプログラム ガイドに定めるガイドラインならびに制限条件に従った別の教室においてのみ、マイクロソフト コースを実施することができます。

**(d) 録画 :** 乙は、後でマイクロソフト コースに使用するために、マイクロソフト コースの講習会を録音または録画することができます。但し、この録音または録音を使用するマイクロソフト コースの各受講生は、当該録音・録画の利用に際し、適切な受講者キットまたは適切な受講者キットの e ラーニング用 CD の正規ライセンス コピーを有していることを条件とします。乙はまた、当該マイクロソフト コースを提供するラーニング ソリューション パートナーの内部用として、または乙自らの使用のために (乙の指導技術の証拠として当該録音・録画を甲に提出することを含みます)、マイクロソフト コースを録音または録画することができます。乙は、他者または他者の施設の録音・録画を、録音・録画およびそれ以降の使用に対する当該他者の明示的な同意を得ずに行ってはなりません。

**(e) 補足資料 :** 乙がマイクロソフト コースの準備または指導に際し追加のコンテンツをコースウェアに追加した場合 (以下、「補足資料」)、甲は、当該補足資料に対する知的財産権を主張しません。乙は追加した補足資料から生じるあらゆる損害、責任、費用 (弁護士費用を含みます) 等の支出に対して甲を防御し、甲の損害を賠償し、甲に不都合・損失を与えないことに同意します。乙は、甲が当該補足資料の著作者であると、または当該補足資料の内容を保証したと言明または示唆してはなりません。

**(f) 正規カスタマーとの契約 :** 乙は、正規カスタマーとの間でマイクロソフト コースを準備・指導を行うための契約について交渉および申し込みを行うことについてすべて責任を負います。こうした契約は、すべて乙と正規カスタマーの義務であるものとします。甲は、乙または正規カスタマーに対して、このような契約に起因または関連していかなる種類または性質の義務 (乙によるマイクロソフト コースの準備または指導に対する支払等を含みます) も負いません。

**(g) 秘密保持契約 :** 乙は、甲が乙に開示した情報やノウハウのうち、甲が専有するまたは秘密と指定したもの、および周囲の状況から合理的に考えて甲が専有するまたは秘密として扱うべきものを、すべて守秘することを明示的に約束します。さらに乙は、本契約の存続中において本契約の条項に従う場合を除き、このような情報およびノウハウを使用できません。これらの事項にもかかわらず、乙は (i) 乙が甲から受け取る前に第三者から受け取った情報、(ii) 甲がこのような情報を秘密にすることを約束する義務を負わせずに関係のない第三者に公開した情報、または (iii) いかなる秘密情報も参照せずに乙が独自で開発した情報を守秘する義務を一切負いません。さらに、乙は甲に開示前に書面で通知し、開示に課せられるすべての保全命令 (またはそれに相当するもの) に従う場合、政府または司法の要請に応じて秘密情報を開示することができます。本項の下での義務は、本契約の期間満了または終了にかかわらず有効に存続するものとし、(x) ここで保護されている情報が乙の過失によらずして公のものとなる時、(y) Microsoft® Windows、Microsoft® Windows 95、Microsoft® Windows NT、Microsoft® Windows 2000、Microsoft® Windows XP、Microsoft® Windows Server® 2003、およびWindows Vista® の各オペレーティング システム (およびこれらの製品の置換品として販売されている製品およびテクノロジを含む先行または後継バージョン) のオブジェクト コードに関する秘密情報の公開日付から 1 年後、または (z) その他すべての秘密情報については本契約の期間満了または終了から 3 年後、のいずれかまで存続します。

**(h) e ラーニング用 CD :**

(i) **e ラーニング用ビューアー :** 乙は、トレーナー キットの e ラーニング用 CD に同梱されるビューアー (以下、**「e ラーニング用ビューアー」**) については、当該 e ラーニング用 CD に添付されている EULA により禁止されている場合を除き、これを改変することができます。たとえば、乙は、目次をカスタマイズし、e ラーニング ビューアーの配色と「ルック アンド フィール」を変更することができます。但し、乙は、乙の会社名、商標、ロゴ等のブランドを e ラーニング ビューアーに追加することはできません。

(ii) **追加コンテンツ :** 乙はまた、専らマイクロソフト コースの準備・指導に際し乙が使用するために、マイクロソフト e ラーニング用 CD に (ラボ、シミュレーション、アニメーション、モジュールおよび評価事項等の) コンテンツ (以下、「乙のコンテンツ」) を追加することができます。乙は、マイクロソフト e ラーニング用 CD に乙のコンテンツを追加する場合、乙のコンテンツが乙自身のコンテンツであることを示すために、こうした追加コンテンツと一緒にマイクロソフト製品の「コンテンツ枠」に乙または乙の会社のロゴを追加することができます。乙は、「コンテンツ枠」にこうしたロゴを追加することにした場合には、(i) どのコンテンツが乙のコンテンツであるか、および (ii) 乙のコンテンツが甲ではなく乙から提供されたものであることを明確に示すために、ロゴと一緒に説明文を添えなければなりません。たとえば、乙は、次のような文言を挿入することができます。「このコンテンツは、(ここにロゴを挿入) から提供されたものです。」乙は、乙のコンテンツに関する第三者の請求に起因する損害、負債、費用または経費 (弁護士報酬・費用を含みます) について甲を防御し、甲の損害を補償し、甲を免責することに同意します。乙は、甲が乙のコンテンツの著作者であると、または当該補足資料の内容を保証したと言明または示唆してはなりません。

(iii) **ラーニング管理システム :** 乙は、ラーニング ソリューション パートナーによりまたはこれを代理して運用されているラーニング管理システム (以下、**「LMS」**) に、e ラーニング用 CD のコンテンツ (乙のコンテンツまたは e ラーニング用ビューアーの許容された改変を含みます) を搭載することができます。但し、コンテンツを利用する各受講者が、当該コースウェアのまたは e ラーニング用 CD の正規ライセンス コピーを有していることを条件とします。マイクロソフト コース修了時に、当該マイクロソフト コースの受講生キット一式 (フル パッケージ製品または e ラーニング用 CD 版のいずれか) が各受講生に供与されなければなりません。

**(i) 評価用ソフトウェア :** トレーナー キットに含まれる評価用またはテスト用ソフトウェアについては、MCT がマイクロソフト コースの指導・準備を行う場合に限り使用することができます。これらのソフトウェアは、それに添付される EULA により教室での使用が認められている場合を除き、教室内での使用のために複製され、または教室内で使用されないことになっています。さらに、受講生キットに含まれる評価用またはテスト用ソフトウェアは、教室での使用ではなく、個人的使用に限り受講生にライセンスされます。正規カスタマーは適宜、教室のコンピュータに必要なソフトウェアのライセンスを取得するようにしてください。MCT が顧客先でマイクロソフト コースを実施する場合、顧客は、その従業員のコンピュータ上のソフトウェアについて適切なライセンスを取得していなければなりません。甲の製品のライセンスおよび利用できるオプションについては、[Microsoft Licensing Web サイト](http://www.microsoft.com/licensing/default.mspx)を参照してください。

**(j) バーチャル ハード ディスク :**

(i) **定義 :**

**バーチャル マシン**とは、仮想されたハードウェア環境、バーチャル ハード ディスクおよび仮想ハードウェア環境 (たとえば RAM) のパラメータを設定するコンフィギュレーション ファイルで構成される、Microsoft Virtual PC または Microsoft Virtual Server ソフトウェアを用いて作成・評価された仮想コンピュータ経験をいい
ます。

**バーチャル ハード ディスク**とは、実際のハード ドライブのように、オペレーティング システム ソフトウェア、アプリケーション ソフトウェア、ファイルおよびデータを内蔵できるバーチャル マシンの仮想ハード ディスクをいいます。

(ii) **コースウェアに含まれること :** MCT ダウンロード センター等から MCT に提供されたトレーナー キット等のマテリアルには、バーチャル ハード ディスクにその他のマイクロソフト製品を搭載したバーチャル マシンが含まれる場合があります。

(iii) **制限 :** 乙は、MCT ダウンロード センターに掲載の EULA、またはバーチャル マシンおよびバーチャル ハード ディスクに添付の EULA に明示的に定めるところにより、バーチャル マシンおよびバーチャル ハード ディスクを使用することができます。特に、バーチャル マシンに添付の EULA において別途明示的に認められる場合を除き、乙は、(A) 該当するマイクロソフト コースの準備・指導のためにのみバーチャル マシンを使用することができ、(B) 受講生がバーチャル マシンを使用する必要のあるマイクロソフト コースごとに、乙の監督のもとで受講生が利用できるよう、マイクロソフト コース期間中正規カスタマーの管理する教室内のコンピュータに限りバーチャル マシンの個別コピーをインストールすることができます。いずれの場合も、乙は、以下のセキュリティ要件を遵守することを条件とします。

1. 甲は、コースウェアの一部として提供された、および/または個別の CD-ROM もしくは DVD において提供された、各バーチャル マシンに搭載されたオペレーティング システムを無効化します。当該バーチャル マシンをコピーし、またはそれを受講生に提供する前に、乙は、各バーチャル マシンのオペレーティング システム ソフトウェアのプロダクト キーを甲から取得し、そのプロダクト キーを用いて甲のソフトウェアを有効化します。
2. 各マイクロソフト コースにおいて、乙は、当該マイクロソフト コースに登録された受講生数よりも多い台数の教室内のコンピュータにバーチャル マシンをインストールすることはできません。
3. 乙は、教室内のコンピュータからバーチャル マシンまたはバーチャル ハード ディスクのコピーまたはダウンロードが行われないようにし
ます。
4. 乙は、バーチャル マシンおよびバーチャル ハード ディスクのインストール、使用、有効化および無効化に関する甲のあらゆる指示を厳格に遵守します。

**乙がコンフィギュレーション (たとえばマウス) および設定について通常のエンドユーザーが自らのコンピュータ経験を向上させるために変更を行う場合、および 2) 乙がラボ実習に必要な範囲で変更を行う場合を除き、乙は、バーチャル マシンまたはそのコンテンツを改変することはできません。**

**(k) トレーナー キット :**

**著作権侵害 :** 乙は、正規 MCT として最初に MCT ダウンロード センターにアクセスしたときに、MCT ダウンロード センターから MCT に提供されたトレーナー キット、バーチャル マシン、バーチャル ハード ディスク等のマテリアルに適用される EULA に拘束されます。

甲はいつでも、MCT ダウンロード センターからのトレーナー キットもしくはその他のマテリアルの提供または MCT ダウンロード センターへのアクセスを停止することができます。

乙は、マイクロソフト コース、受講者キット、トレーナー キット、バーチャル マシン、バーチャル ハード ディスク、およびそれらの一部の不正な製造、コピー、配布、または使用を未然に防止できるよう最善を尽くし、偽造ソフトウェア、海賊版ソフトウェアもしくは違法ソフトウェアの配布または供与または移転を故意に行い、またはその便宜を図ってはなりません。乙は、甲ならびに甲の製品、テクノロジー、認定試験およびコースウェアを海賊版、その他の著作権もしくは商標侵害、および甲の営業秘密もしくは秘密情報の不正使用または不正開示から保護するために、かつ甲の製品、テクノロジおよびコースウェアに対する甲の権利および利益を保護するために可能なあらゆる措置を講じます。乙は、コースウェアの不正な使用もしくはコピー、またはその他甲の著作権もしくは商標の侵害、または甲の営業秘密もしくは機密情報の不正使用もしくは不正開示について知ったときは、速やかにその詳細を具体的に甲 (tctips@microsoft.com (または甲が随時通知する別の連絡先)) に通知します。

**5. 譲渡の禁止**

譲渡によるものであると相続等法律の適用によるものであると、その他理由の如何を問わず、乙は、その方法の如何を問わず、本契約 (または本契約に基づき付与される権利) を譲渡または移転することはできず、また再許諾することはできません。そのような譲渡、再許諾または移転はすべて、法律上無効です。

6. 保証の排除、責任の制限

甲が本契約に関連して提供するコースウェアおよびその他すべてのマテリアルは、現状有姿のままで、提供された時点の状態で、**「いかなる瑕疵も是正することなく」**かついかなる内容の保証もなしに提供します。甲は、マテリアルに関して、明示的、黙示的または法令上のいずれのものであるとを問わず、一切の責任 (商品性、特定目的に対する適合性、信頼性もしくは利用可能性、対応の正確性もしくは完全性、権原、第三者の権利侵害の不存在、結果、専門技術企業としての努力および過失の不存在に関する黙示的な保証、義務または条件を含みます) を負いません。

いかなる場合も、甲は、本契約に従って乙の MCT もしくは MCLC の認定資格の取得、取得不能、または失効ないし終了することから生じる一切の間接的、派生的、偶発的、または特別な損害 (本契約に起因または関連する逸失利益もしくはデータ紛失、事業の中断または物損 (乙のコンピュータその他の装置を含みます) に対する損害賠償を含みます) に関して一切責任を負いません。たとえ、甲がこれらの損害の可能性について知っていた場合でも同様です。法域によっては、派生的または偶発的損害に対する責任の制限を排除することが認められないので、前記の制限が乙に適用されないことがあります。

7. 非代理、補償

1. **パートナーシップ、ジョイント ベンチャー、代理店、またはフランチャイズ関係の不存在 :** 本契約および本契約に定めるいかなる条項または条件も、甲と乙との間のパートナーシップ、ジョイント ベンチャー、雇用主と従業員の関係または代理関係を作成するもの、またはフランチャイズを許可するものと解釈されてはなりません。乙は、マイクロソフト コースを実施するためのすべての要件を正しく満たしていることが真実であり、本契約の条項と矛盾しない形で述べる場合を除き、乙が甲に雇用されている、甲と提携している、または甲の後援を受けている旨の広告、販売促進、または提案を行ってはなりません。乙は、甲を代理していかなる表明、保証または約束も行いません。本契約の期間中、MCT もしくは MCLC として甲の製品に関するトレーニングを提供することを定める、または MCLC としてコンサルティング的なラーニング ソリューションやサービスを提供することを定めるすべての契約に、乙は次の文を挿入するものとします。

**「Microsoft は本契約に関与していません。この契約の目的であるサービスに関して Microsoft は一切責任を負いません。「マイクロソフト認定トレーナー/マイクロソフト認定ラーニング コンサルタント」という肩書きは、マイクロソフト コースを実施するのに必要なスキルを反映する Microsoft の要件を私が正しく満たしたことを示します。私が提供するサービスは、Microsoft によって提供されたり、ライセンス供与されたものでもなければ、Microsoft の後援を受けたものでもありません。」**

**(b) 補償 :** 甲が、乙に対して、乙がマイクロソフトコースを実施した相手に対して、または乙が所属している正規カスタマーに対していかなる責任も負わないこと、および乙が (i) 本契約の下での履行または不履行、(ii) MCT または MCLC としての乙のサービスの販売促進、販売、実施または配布、(iii) 本契約の条件と矛盾しない方法による MCT ロゴ、MCT 指定、MCLC ロゴ、MCLC 指定の乙による使用、または (iv) 本契約の条項および条件に従った特定のマイクロソフト コースに対する乙の認定資格の終了または本契約の甲による終了から生じるまたは関連する、あらゆる要求、請求、または責任 (人身被害または製造物責任に対する請求を含みますが、それらに限定されません) (以下、「請求」) に対して甲、その承継者、および関連会社・子会社、ならびにそれぞれの役員、取締役、または従業員を防御し、損害を補償し、一切の不都合・損失を与えないことに同意します。甲がこの条項の下で乙からの補償を求める場合、甲は、甲に提起され、甲が乙に補償を求める請求について乙に書面で速やかに通知します。甲は、甲が選任した法律顧問と共にこうした請求に対する防御を完全に制御するか、または防御を乙に付託し、甲が選任した法律顧問にその防御の状況を監視させるかを選択することができます。甲がこのような請求に対する防御を完全に制御する場合、乙による支払いを要する和解を行うには乙から事前に書面による承諾を得ることが必要ですが、こうした承諾は正当な理由なく拒否されてはなりません。乙は、甲が合理的に負担した費用 (弁護士報酬・費用および請求に関する判決金または和解金を含みますが、それらに限定されません) について補償請求を受けたときは、速やかに甲に支払います。

8. 期間および終了

**(a) 契約期間 :** 本契約の有効期間は、以下に定めるところにより早期に終了されない限
り、乙が電子メールまたは書面により申込書に署名をした日 (以下、「発効日」) から現行の MCT プログラム年最終日までとします。但し、本契約は、(i) 本契約が甲に提示したまま変更が行われず、(ii) 乙が署名その他の方式によって同意した申込書を甲が受領した場合にのみ有効です。

**(b) 認定資格の終了 :** 所要期間内に乙が資格認定の存続要件を満たすことができなかった場合、乙の認定資格は当該期間が経過した時点で自動的に停止されます。乙の認定資格が停止された場合、乙は、マイクロソフト コースを実施することおよび、マイクロソフト コースのマイクロソフト認定トレーナーと称することを中止します。乙の認定資格が本項に従って停止された場合、甲は当該停止を書面で乙に通知するよう合理的に努力します。

**(c) 当事者いずれかによる終了 :** いずれの当事者も、正当な理由の有無を問わず、相手方当事者に 30 日前に書面で通知することによりいつでも、本契約を終了することができます。

**(d) 甲による終了 :** 本契約の条項の遵守について乙に著しい不履行があった場合 (以下、「義務の不履行」) には、甲は、本契約に基づき、または法律上有しているその他の権利を侵害されることなく、資格認定の停止を含め、直ちに本契約を終了することができます。但し、上記の第 8 項 (b) または (c) に定める措置をとることを妨げません。義務の不履行には、以下の事由が含まれます。(i) 乙が資格認定の存続要件を遵守しなかった場合、(ii) 乙が本契約の条件 (MCT 指定、MCT ロゴ、MCLC ロゴ、または MCLC 指定の使用について定めた条件を含みますが、それに限定されません) を遵守しなかった場合、(iii) 乙が甲の営業秘密もしくは秘密情報の不正使用もしくは不正開示を行った場合、または甲の製品もしくはマイクロソフト コースの著作権を侵害した場合、あるいは甲のその他の知的財産権を侵害した場合、もしくはその他法律で禁止されている行為を行った場合、(iv) 政府機関または裁判所が、マイクロソフト コースに関して乙が提供したサービスに何らかの瑕疵があると認めた場合、または (v) 乙の認定の状況もしくは甲との関係を偽った場合。義務の不履行が発生した場合、甲は本契約の終了を書面で乙に通知するよう合理的に努力します。

 **(e) 終了時の義務 :** 本契約の終了をもって、乙は、以下の行為を中止します。

 (i) マイクロソフト コースの実施

 (ii) MCT ロゴまたは MCLC ロゴの使用、

 (iii) MCT 指定の使用および MCT と称すること、および/または MCLC 指定の使用および MCLC と称すること、ならびに

 (iv) トレーナー キット、バーチャル マシン、バーチャル ハード ディスク、その他 MCT ダウンロード センターからダウンロードした、またはその他の方法で入手したマテリアル、および MCT メンバ専用サイトおよび/または MCT に提供されるその他の Web サイトで提供されるあらゆるマテリアルまたは情報の使用。乙は、乙が保有または管理するすべてのコピーを廃棄するものとします。

9. 業務の実施方法

**(a) 営業慣習 :** 乙は、乙が MCT または MCLC の資格で遂行するすべての業務が、(i) 甲の信用に悪影響を与えることのない、(ii) 誤解を生む、欺瞞的、または道義に反する方法によらない、(iii) オフィシャル マイクロソフト ラーニング プロダクト、マイクロソフト ダイナミックス ラーニング プロダクトまたはマイクロソフト製品の書類に含まれていない表明または保証を甲を代理して行うことのない、(iv) すべての適用ある合衆国輸出規制およびその他の適用行政法規を遵守する、(v) 甲のソフトウェア、開発ツール、およびその他の製品に関する著作権およびその他の知的財産権の保護 (本契約の制限条件を含みます) を遵守する方法で履行されることに同意します。

**(b) 商標の制限 :** 本契約に明示的に言及されている場合を除き、本契約に定めるいかなる事項も、乙に甲の商標、サービスマークまたはロゴを使用する権限を付与するものではありません。

**(c) オンライン ニュースグループへの参加 :** 乙は、甲が提供するニュースグループ、掲示板およびオンライン チャット等の MCT または MCLC のコミュニケーション活動への参加は、そうしたコミュニケーション サイトに適用される行動規範に従い行います。乙がそのような行動規範を遵守しない場合には、甲は、乙の MCT プログラムまたは MCLC プログラムへの参加を停止させることができ、乙は MCT または MCLC としての資格認定を失うことがあります。

10. 一般条項

**(a) 準拠法・裁判管轄・弁護士報酬 :** 本契約は、本契約の「準拠法・裁判管轄」に関する別表に定める国の法律を準拠法とし、同法に従って解釈されるものとし、本契約に関して紛争が生じた場合には、同国の裁判所の管轄および裁判地に服するものとします。本契約上の権利もしくは請求権の行使または本契約の規定の解釈に関する訴訟においては、勝訴当事者は、合理的な弁護士費用およびその他の支出を回収することができます。

**(b) 変更/以前の合意 :** 本契約は、双方の当事者の権限を与えられた代表者によって署名された書面で変更される場合を除き、変更できません。本契約は、この中で定められている事柄に関して当事者間で以前に取り交わされた書面または口頭による契約 (前年の MCT プログラムに関する MCT 契約を含みます) に優先します。

**(c) 権利放棄の否認 :** ある時点におけるいずれかの当事者による本契約のある条項の不履行に対して権利を行使しなかったとしても、本契約中の同じまたは別の条項の過去、現在、あるいは将来の不履行に対する請求権をも放棄するものと解釈されてはなりません。また、いかなる権利の放棄も、放棄する当事者の権限が与えられた代表者によって署名された書面による場合を除き、有効ではありません。

**(d) 条項の存続 :** 第 1 項 (および同条のその他すべての定義)、第 4 項 (a)(2)、第 4 項 (a)(3)、第 4 項 (e)、第 4 項 (g)、第 4 項 (h)、第 4 項 (i)(iii)、第 4 項 (k)(iii)、第 4 項 (l)、第 5 項、
第 6 項、第 7 項 (b)、第 8 項 (e)、第 9 項 (b) および第 10 項は、本契約の満了またはその他の終了後も有効に存続します。

**(e) 合衆国政府による制限 :** 乙が合衆国、その政府機関、および/またはその下部機関 (以下、「合衆国政府」) に対し、またはそれらのために配布あるいは実施するマイクロソフト コースはすべて、一部の権利を制限して乙に提供されます。合衆国政府による使用、複製、または公開については、DFAR 252.227-7013 の Technical Data and Computer Software に対する権利に関する第 (c) (1)(ii) 項に定める、または同項と同等以上に甲を保護する特定の省庁の規則に定める制限事項に服するものとします。乙は、こうした制限付権利による保護を得るための合衆国政府の定める要件 (製品ソフトウェア、製品ドキュメント、およびそれらに関連して使用される契約に権利の制限に関する説明文を付すことを含みますが、それに限定されません) に従うものとします。製造元は Microsoft Corporation (One Microsoft Way, Redmond, Washington 98052-6399) です。いかなる場合にも、甲は、原価もしくは価格に関するデータまたは原価計算条件の提出または提出免除申請に関する合衆国政府の要件を遵守する義務を負いません。原価もしくは価格に関するデータまたは原価計算条件に関する合衆国政府の要件の甲による遵守が必要とされる可能性のあるマイクロソフト コースを合衆国政府に配布または提供する場合には、乙は予め、甲のために適切な合衆国政府機関から適切な権利放棄またはこうした要件の免除を取得しなければなりません。

1. **通知 :** 本契約によって甲に対して行う必要があるすべての通知の宛先は、Microsoft Certified Trainer Program, Microsoft Corporation (One Microsoft Way, Redmond,
WA 98052-6399) とします。本契約によって乙に対して行う必要があるすべての通知の宛先は、申込書に記載された住所とします。MCT プログラムの一般的なアップデートや情報は、乙に対し乙の申込書に記載された電子メール アドレス宛に送信されることがあります。乙の連絡先 (電子メール アドレスおよび住所) に関して常に最新の情報を提供するのは、乙の責任です。
2. **輸出の制限 :** 乙は、本契約に基づいて取得した、または MCT および/もしくは MCLC プログラムへの参加により取得したマテリアルがアメリカ合衆国起源の製品であることを了解します。乙は、これらのマテリアルに適用される米国内外のすべての適用法 (合衆国輸出管理規則 (U.S. Export Administration Regulations)、ならびに合衆国政府およびその他の政府が発令するエンドユーザー、最終使用および仕向け国に関する規制を含みます) を遵守することに同意します。詳細については、<http://www.microsoft.com/exporting/> を参照してください。
3. **解釈 :** 理由の如何を問わず管轄裁判所において本契約の規定またはその一部が執行不可能と認められた場合でも、当該規定は、両当事者の意図に影響を及ぼすよう認められる最大限の範囲で執行され、それ以外の規定は引き続き有効に適用されるものとします。一方の当事者が本契約の規定を履行しなかったとしても、将来当該規定または別の規定を履行する権利を放棄したものとはみなされません。
4. **技術移転 :** 本契約は、(a) 本契約で提供するテクノロジ (あらゆるソフトウェアを含みます) が生産または管理目的のテクノロジ チェーンの構成部分ではないため、および (b) テクノロジ (あらゆるソフトウェアを含みます) が独自のテクノロジ ライセンスを有するため、適用法規により定義されている「技術移転」の合意を形成するものではありません。乙は、マイクロソフトのテクノロジ受領者ではなく、本契約に基づいてマイクロソフトのテクノロジ提供者とみなさないものとします。
5. **完全合意、英語を使用言語とすること :** 本契約は、本契約に定める事項に関する両当事者間の完全合意事項を明文化したものであり、過去および現在のすべてのマイクロソフト認定トレーナー契約を含む過去および現在のすべてのやりとりに優先します。本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約は、書面または電子署名等のある記録による場合に限り、これを変更することができます。本契約の英語版と他言語への翻訳との間に矛盾が生じたときは、本契約の英語版に従って解釈されます。

契約当事者に関する別表

マイクロソフト認定トレーナーおよび

マイクロソフト認定ラーニング コンサルタント契約書

本契約書を締結するマイクロソフト法人は、以下のとおり貴社が所在する国/地域を基準として決定されます。

**日本**についてのマイクロソフト法人は、下記の法人となります。

マイクロソフト株式会社

151-8583

東京都渋谷区代々木 2-2-1

小田急サザンタワー

**大韓民国**についてのマイクロソフト法人は、下記の法人となります。

Microsoft Korea, Inc.

5th Floor West Wing, POSCO Center

892, Daechi-Dong, Gangnam-Gu,

Seoul 135-777, Korea

**中華人民共和国**についてのマイクロソフト法人は、下記の法人となります。

Microsoft (China) Company, Limited

6F Sigma center

No. 49 Zhichun Road Haidian District

Beijing 100080, P.R.C.

次の国々/地域についてのマイクロソフト法人は、下記の法人となります : アンギラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルバ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、バミューダ諸島、ボリビア、ブラジル、カナダ、ケイマン諸島、チリ、コロンビア、コスタリカ、キュラソー、ドミニカ国、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、フランス領ギアナ、グレナダ、グアム、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、マルチニーク島、メキシコ、モンセラット、オランダ領アンティル、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、プエルトリコ、セント・キッツ・ネイビス、セントルシア、サンピエール島・ミクロン島、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、タークス・カイコス諸島、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベネズエラ、英領バージン諸島、米領バージン諸島

Microsoft Corporation
One Microsoft Way
Redmond, WA 98052
USA

次の国々/地域についてのマイクロソフト法人は、下記の法人となります : アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブーヴェ島、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ、コートジボワール、クロアチア、キプロス、チョコ共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、デンマーク、ジブチ、エジプト、エストニア、エチオピア、フェロー諸島、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、グルジア、ドイツ、ガーナ、ジブラルタル、ギリシア、グリーンランド、グアドループ島、ギニアビサウ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、コソボ、クウェート、キルギスタン、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マケドニア、マダガスカル、マラウイ、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、オランダ、ニューカレドニア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、ポーランド、ポルトガル、カタール、カーボベルデ共和国、赤道ギニア共和国、ギニア共和国、セネガル共和国、レユニオン、ルーマニア、ロシア連邦、ルワンダ共和国、セントヘレナ島、サンマリノ、サウジアラビア、セイシェル、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、ソマリア、南アフリカ、スペイン、スバールバル諸島・ヤンマイエン島、スワジランド、スウェーデン、スイス、タジキスタン、タンザニア、トーゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、ウズベキスタン、バチカン市国、イエメン、ザイール、ザンビア、ジンバブエ

Microsoft Ireland Operations Limited

The Atrium

Block B

Carmenhall Road

Sandyford Industrial Estate

Dublin 18

IRELAND

次の国々/地域についてのマイクロソフト法人は、下記の法人となります : 米領サモア、オーストラリアおよびその外部領土、クック諸島、フィジー、フランス領ポリネシア、フランス領極南諸島、キリバス、マーシャル諸島、マヨット、ミクロネシア連邦、ナウル、ニウエ、北マリアナ諸島、パラオ、パプアニューギニア、ピトケアン島、ソロモン諸島、トケラウ諸島、トンガ、ツバル、ウォリス・フティナ諸島、バングラデシュ、ブータン、ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア、東チモール、香港、インド、インドネシア、ラオス人民民主共和国、マカオ、マレーシア、モルジブ、ネパール、ニュージーランド、フィリピン、大韓民国、サモア、シンガポール、スリランカ、タイ、バヌアツ、ベトナム

Microsoft Regional Sales Corporation

シンガポールに支店を置く米国ネバダ州法人であり、その主たる営業所は下記となります。

438B Alexandra Road, #04-09/12, Block B, Alexandra Technopark

Singapore, 119968

**台湾**についてのマイクロソフト法人は、下記の法人となります。

Microsoft Taiwan Corporation

8F, No. 7, Sungren Rd.

Shinyi Chiu, Taipei

Taiwan 110

**準拠法・裁判管轄に関する別表**

**マイクロソフト認定トレーナーおよび**

**マイクロソフト認定ラーニング コンサルタント契約書**

**1. 適用法、弁護士報酬 :** 本契約に関する適用法、裁判管轄および裁判地は下記の通りとなります。この裁判管轄および裁判地の選択は、いずれかの当事者が、知的財産権の侵害、守秘義務違反、適切な法域における仲裁判断または決定の承認の執行に関して差止命令による救済を求めることを妨げないものとします。いずれかの当事者が本契約に関して訴訟を開始する場合、勝訴当事者は、その合理的な弁護士報酬、訴訟費用およびその他の支出を求償する権利を有します。

**2. 通則 :** 下記第 3 項に規定する場合を除き、本契約書はワシントン州法に準拠します。当事者は、ワシントン州キング郡所在の裁判所の専属的裁判管轄および裁判地に同意するものとします。申請者は、人的裁判権の不存在および不便宜裁判籍のすべての抗弁権を放棄します。

**3. その他の条項 :** 貴社の主たる営業所が、以下に列記する国々もしくは地域の 1 つに所在する場合、または貴社が政府機関である場合には、抵触する範囲で下記該当規定が第 2 項に優先して適用されます。

a. 貴社の主たる営業所が、**オーストラリア**もしくは**その外部領土**、**インド**、**インドネシア**、**マレーシア**、**ニュージーランド**、**フィリピン**、**シンガポール**、**タイ**または**ベトナム**に所在する場合には、以下の規定が適用されます。

本契約は、シンガポール法により解釈され、同法に準拠します。

b. 貴社の主たる営業所がオーストラリアもしくはその外部領土、マレーシア、ニュージーランド、またはシンガポールに所在する場合には、シンガポールの裁判所を非専属的管轄裁判所とします。

貴社の主たる営業所がインド、インドネシア、フィリピン、タイまたはベトナムに所在する場合には、本契約書に起因するまたは関連するすべての紛争は、本契約書の存在、有効性又は終了に関する一切の疑義を含め、シンガポール国際仲裁センター (Singapore International Arbitration Centre: SIAC) の仲裁規則に従い、シンガポールにおける仲裁に付託され、最終的にかかる仲裁により解決されるものとします。なお、上記規則は、参照により本条に組み込まれたものとみなされます。仲裁裁判は、SIAC の会長が任命する仲裁人 1 名により行われます。仲裁で使用する言語は英語とします。仲裁人の決定は最終的、拘束力のある、上訴不可なものであるとし、また、インド、インドネシア、フィリピン、タイもしくはベトナムまたはその他の場所で、それに基づく執行判決の基礎として援用することができます。本契約は、米国ワシントン州の法律に準拠するものとします。

c. 貴社の主たる営業所が、**日本**に所在する場合には、以下の規定が適用され
ます。

本契約は、日本法により解釈され、同法に準拠するものとし、東京地方裁判所が第一審の専属的裁判管轄を有するものとします。本契約上の権利もしくは請求権の行使または本契約の規定の解釈に関する訴訟においては、勝訴当事者は、合理的な弁護士費用およびその他の支出を回収することができます。

d. 貴社の主たる営業所が、次の国々に所在する場合には、以下の条項が適用されます : アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブーヴェ島、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ、コートジボワール、クロアチア、キプロス、チョコ共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、デンマーク、ジブチ、エジプト、エストニア、エチオピア、フェロー諸島、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、グルジア、ドイツ、ガーナ、ジブラルタル、ギリシア、グリーンランド、グアドループ島、ギニアビサウ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、コソボ、クウェート、キルギスタン、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マケドニア、マダガスカル、マラウイ、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、モルドバ、モナコ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、オランダ、ニューカレドニア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、ポーランド、ポルトガル、カタール、カーボベルデ共和国、赤道ギニア共和国、ギニア共和国、セネガル共和国、レユニオン、ルーマニア、ロシア連邦、ルワンダ共和国、セントヘレナ島、サンマリノ、サウジアラビア、セイシェル、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、ソマリア、南アフリカ、スペイン、スバールバル諸島・ヤンマイエン島、スワジランド、スウェーデン、スイス、タジキスタン、タンザニア、トーゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、ウズベキスタン、バチカン市国、イエメン、ザイール、ザンビア、ジンバブエ

両当事者の合意は、アイルランド法に準拠し、これに従って解釈されるものとし、貴社は、本契約に起因し、または本契約に関連する全ての紛争について、アイルランドの裁判所の裁判管轄および裁判地に服することに同意するものとします。

e. 貴社の主たる営業所が、**中華人民共和国** (本契約書の目的においては、中華人民共和国に香港特別行政区または台湾は含みません) に所在する場合には、以下の規定が適用されます。

両当事者の合意は、中華人民共和国法により解釈され、同法に準拠するものとし、申請者は、本契約に起因するまたは関連する一切の紛争を、随時施行されているその規則に従い、北京の中国国際経済貿易仲裁委員会 (China International Economic and Trade Arbitration Commission in Beijing: CIETAC) の拘束力のある仲裁に付託することに同意するものとします。

f. 貴社の主たる営業所が、**コロンビア**、**フィリピン**、**ウルグアイ**または**ベトナム**に所在する場合には、以下の規定が適用されます。

本契約書の有効性、解釈または履行に関する当事者間のすべての紛争、クレームまたは訴訟は、当該時点で施行されている UNCITRAL (国際連合商取引委員会) の仲裁規則にしたがい仲裁により解決されるものとします。仲裁人選定機関は、かかる目的のために国際商業会議所 (以下「ICC」といいます) が採択している規則に従いその任に当たる ICC とし、仲裁地は、アメリカ合衆国ワシントン州シアトルとします。仲裁人は 1 名のみとします。仲裁判断はコモン・ローのみに基づくものであってエクィティーに基づいてはならず、最終的なものであり、当事者を拘束するものとします。本契約の当事者は、本契約書に関連して生じるすべての事項および紛争を、ワシントン州における仲裁に付託することに取消不能のかたちで合意しているものとします。

g. 貴社の主たる営業所が、**大韓民国**に所在する場合には、以下の規定が適用されます。

本契約は、大韓民国法により解釈され、同法に準拠するものとし、申請者は、ソウル地方裁判所の第一審裁判管轄および裁判地に同意するものとします。本契約上の権利もしくは請求権の行使または本契約の規定の解釈に関する訴訟においては、勝訴当事者は、合理的な弁護士費用およびその他の支出を回収することができます。

h. 貴社の主たる営業所が、**台湾**に所在する場合には、以下の規定が適用され
ます。

本契約の条件は、台湾法に準拠し、同法により解釈されるものとします。当事者は、本契約に起因するまたは関連するすべての紛争に対する管轄権を有する第一審裁判所として台湾地方裁判所を指定します。